

次のような

「危険行為」で3年以内に摘発されると...

「自転車運転者講習」の受講が命じられます!

危険行為を繰り返すと講習!



自転車運転者講習の受講が命じられると...

- 1 3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。
- 2 講習は3時間で、受講者(違反者)の特性に応じた個別的指導を含むものです。



- 3 講習手数料は5,700円(標準額)です。
- 4 命令に従わず、講習を受けないと... 5万円以下の罰金刑に処せられます。

「自転車運転者講習」受講義務の対象となる14の「危険行為」

信号無視 	通行禁止道路(場所)の通行  <small>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</small>
<small>通行が認められ(許可されている)</small> 歩行者用道路での歩行者妨害 	歩道通行や、車道の右側通行等  <small>※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。</small>
路側帯での歩行者の通行妨害 	遮断踏切への立ち入り 
<small>信号のない交差点等での</small> 優先車両(左方車・優先道路車)の通行妨害等 	<small>右折時における</small> 直進車や左折車への通行妨害 
環状交差点での安全進行義務違反等 	一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害 
歩道での歩行者妨害等 	ブレーキが不備・不良な自転車の運転 
酒酔い運転 	安全運転義務違反  <small>※傘さし運転やスマホ運転なども該当することがあります。</small>